

平成25年海事代理士試験
筆記試験問題

1時限目（9：00～10：30）

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(4点)

- (1) 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する□□□□が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- (2) 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは□□□□することは、国会の議決に基かなければならない。
- (3) 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、□□□□を開くことができる。
- (4) □□□□の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次のア～シのうち正しいものを6つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(6点)

- ア. 森林法の立法目的は森林の細分化を防止することによって森林経営の安定化を図り、もって国民経済の発展に資することであり、共有林の分割請求制限は合理性と必要性のいずれをも肯定することは出来ず違憲である。
- イ. 「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と日本国憲法に規定されているが、東京都の特別区は地方公共団体と認めることはできないから、区長公選制を廃止しても、日本国憲法に違反することはない。
- ウ. 政党が行う党員に対する処分が、純粹に内部事項とは言えず、本来司法権が対象とする一般市民法秩序と関係を有する場合、裁判所は当該政党の処分規定の妥当性を含めて審査しなければならない。
- エ. 教育の事業に対して公の財産を支出し、または利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、補助金についての一般の規制のほか、個別の指導により、公の利益に沿わないものに使用または利用されないように規制、管理されているだけではなく、人事、予算等にも公権力が関与することを要する。
- オ. 学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるが、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることはできない。
- カ. 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を任免することができ、衆議院の解散中、緊急の必要がある場合、参議院の緊急集会を求めることができる。
- キ. 日本国憲法第47条が投票の方法その他選挙に関する事項の具体的決定を原則として立法府に任せているが、在宅投票制度を廃止し、その後これを復活しなかった立

法行為は、違法の評価を受けるものではない。

- ク. 信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する判断が、訴訟を左右する必要不可欠のものと認められる場合であっても、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっている場合には、当該訴訟は法律上の争訟と言い得る。
- ケ. 薬事法の適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という目的のための規制措置であり、小企業の多い薬局等の経営の保護というような社会政策的ないし経済政策的目的は当該規制の意図するところではない。
- コ. 所持品検査は、任意手段として許容されるものであり、所持人の承諾を得てその限度でこれを行うものであるから、その押収手続きに違法がある場合は、当該所持品の証拠能力は否定される。
- サ. 通説によれば、裁判官の懲戒処分は、司法機関が行うが、裁判官の罷免については、立法機関である国会が弾劾裁判所を設置し、弾劾裁判所は各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織され、弾劾に関する事項は国会法及び裁判官弾劾法によって定められている。
- シ. ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合、当該事項について、それぞれの地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるから、当該事項について条例により規律を設けても、日本国憲法第94条に違反することはない。

2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) □ア□の存続期間は、十年を超えることができない。設定行為でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、十年とする。
- (2) 無効な行為は、□イ□によっても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って□イ□をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。
- (3) □ウ□の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
- (4) 相続人が数人あるときは、□エ□は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。
- (5) 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、□オ□を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。

2. 民法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 請負人がその仕事につき第三者に損害を加えた場合、注文者は、注文者と請負人との間の使用者責任において、原則として第三者に対して賠償する責任を負う。
- イ. 期限の定めのない債務については、債務者は催告の時から遅滞の責任を負うのに対し、不法行為に基づく損害賠償債務は、催告を要することなく、損害の発生と同時に遅滞の責任を負う。
- ウ. 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由がなければ復代理人を選任することができないが、法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。
- エ. Aは、所有する不動産をBに売却後、二重に同不動産を背信的悪意者Cに売却し、さらにCがこれを悪意者Dに売却した場合、Bは、Cからの転得者であるDに対して登記をしていなくても所有権の取得を対抗できる。
- オ. AがBに対して建物を賃貸しており、Bがその建物内のB所有の動産をCに売却したときは、その動産に対して先取特権は及ばず、Aは動産の売却代金に対し先取特権を行使できない。
- カ. 未成年後見人は、親権喪失、親権停止、及び管理権の喪失の審判を家庭裁判所へ請求することができる。
- キ. A所有の建物についてAB間で売買契約が成立後、引き渡ししない間に自然災害によりこの建物が滅失した場合、Bは、Aの建物引き渡し義務の債務不履行を理由

に契約を解除できる。

- ク. A所有の不動産を処分するための代理権を与えられてるBが、自己の利益をはかるためCに当該不動産を売却した場合、CはAに対して当該不動産の所有権を主張できない。
- ケ. 詐害行為取消権は、財産権を目的としない法律行為には適用されず、離婚に伴う財産分与請求権や慰謝料の合意は、原則として詐害行為取消権行使の対象にならない。
- コ. Aが所有する不動産について、BがAに無断でB名義の所有権移転登記をし、Aがその事実を知らながらこれを放置しているうちに、Bが善意のCに売却した場合、AはCに対し所有権を主張できない。

3. 商 法

1. 次の文章は、商法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 荷受人が運送品を受取りタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、□□□□及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ
- (2) 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テ□□□□ヲ変更シタルトキハ保険者ハ其変更以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更カ保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス
- (3) 船舶所有者ノ傭船者、荷送人又ハ荷受人ニ対スル債権ハ□□□□ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- (4) □□□□ニ於テハ船長ハ船荷証券ノ各通ノ返還ヲ受クルニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ得ス
- (5) 船舶ノ□□□□ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

2. 法令の規定を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 船舶賃借人は、荷送人の請求に基づき船長が発行した船荷証券による貨物の引渡しや、賃借した船舶が航海中に損傷した場合に、船長がその修繕に必要な契約を締結して生じた債務について責任を負う。
- イ. 船舶所有者は、船舶賃借人が賃借した船舶を航海の用に供した際に発生した債務を負担する必要はなく、船舶の利用について生じた先取特権も船舶所有者に対してその効力を生じない。
- ウ. 船長が、航海を継続するため積荷を航海の用に供した場合、積荷の所有者に対する損害賠償額は発航時における価格によってこれを定める。
- エ. 海上保険契約における保険価格は、船舶に保険をかけた場合は、保険者の責任が始まる時における船舶の価額、積荷に保険をかけた場合は、荷物を船積みした場所と時における積荷の価額に船積み費用と保険費用を加えたものとする。
- オ. 一航海について船舶を保険にかけた場合には船舶が陸地を離れたとき、積荷を保険にかけた場合には船積みにとりかかったときから保険者の責任がはじまる。
- カ. 定期傭船者が傭船契約の期間中、さらに第三者との間で再傭船契約を締結した場合、その契約の履行が船長の職務に属する範囲内においては、船舶所有者のみが第三者に対して履行の責任を負う。

- キ. 船荷証券の効力は、運送人が荷送人にそれを交付した時点で発生するので、荷受人が売買代金を支払わなかったために荷送人に船荷証券が返還された場合でも、荷送人は運送人の責任を追及できる。
- ク. 船舶の一部傭船者は、船舶の発航前においては、運送賃の半額を支払うことで、往復航海の契約で、その帰航の発航前に契約を解除したときは、運送賃の3分の2を支払うことで契約を解除できる。
- ケ. 海難救助による救助料は、船舶または積荷の全部または一部が海難にあった場合に、これらを救助した者が請求するものであるから、人命のみの救助の場合はこれに該当せず報酬請求権が認められない。
- コ. 同一の航海において、航海に関して船舶に課された税金と、最後の港における船舶の付属具の保管費用に関して債権を有する船舶債権者の先取特権が競合する場合は、前者が優先される。

4. 国土交通省設置法

1. 次の文章の下線部について、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 地方運輸局において、造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務を所管しているのは、海上安全環境部又は海事部である。
- (2) 地方運輸局において、船員の労務の需給調整に関する監査に関する事務を所管しているのは、海上安全環境部又は海事部である。
- (3) 地方運輸局において、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務を所管しているのは、海事振興部又は海事部である。
- (4) 地方運輸局において、旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務を所管しているのは、海上安全環境部又は海事部である。

2. 次に掲げる法令の名称を、解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 国土交通省海事局の所掌事務を規定する法令
- (2) 地方運輸局の内部部局の所掌事務を規定する法令
- (3) 運輸支局の名称及び位置を規定する法令

3. 次に掲げる県を管轄する、国土交通省の地方支分部局である地方運輸局又は運輸監理部の名称を、解答欄に記入せよ。(3点)

- (1)長野県
- (2)福井県
- (3)広島県

平成25年海事代理士試験
筆記試験問題

2時限目（10：50～11：50）

5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者を「ア」といい、職員以外の「ア」を「イ」という。
- (2) 「給料」とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期的に支払う報酬のうち基本となるべきウをいう。
- (3) エは、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、労働条件等を記載した書面を船員に交付しなければならない。
- (4) 給料その他の報酬の最低基準に関しては、オ法の定めるところによる。
- (5) 労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であっても、船員の一週間当たりの労働時間は、カ時間を限度とする。
- (6) 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及びキを支払わなければならない。
- (7) 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、ク、労働時間、休日及び休暇、ケの事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- (8) 船舶所有者は、船内苦情処理手続による苦情の申出をしたことを理由として、船員に対してコをしてはならない。

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならないが、船員の財産形成の促進のため、雇入契約に付随して、貯蓄の契約をさせることはできる。
- (2) 船舶の存否が一箇月間分らないときは、船舶は滅失したものと推定し、雇入契約は終了する。
- (3) 船舶所有者は、船員から請求があったときは、船員の意志を尊重して、船員に支払われるべき給料などの報酬を、船員の収入によって生計を維持する者に渡さなければならない。
- (4) 下記の文章は船員法を遵守しているケースの説明である。

「ある船舶所有者は、労働時間を一日八時間以内とする規定を守り、年齢十七歳の船員を午前九時から十五時まで働かせ、午後十時から翌日午前零時までは、所轄運輸局長の許可を受けて、物品の販売等軽易な労働に専ら従事させた後、同日午前七時からの防火操練に参加させた。」
- (5) 就業規則が作成されている場合、就業規則で定める条件に達しない労働条件の雇入契約は、その部分については無効となり、その無効の部分に関しては、労働条件

の定めがない状態となるため、船舶所有者は雇入契約を希望する船員と交渉を継続しなくてはならない。

3. 船員法施行規則第四十二条の九の二の規定において、労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合の時間外労働に関する協定において定めなければならない事項が4つ規定されているが、当該事項のうち「労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置」以外の3つを答えよ。(3点)

4. 船員が雇入契約存続中において、職務上負傷したとき及び職務外で負傷したときは、船舶所有者は、それぞれどのように、その費用を負担しなければならないか答えよ。(2点)

6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、次の業務を行うことができない。ただし、無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行うことができる。

- 一 ア
- 二 質屋
- 三 酒類の販売
- 四 飲食店
- 五 日用品の販売
- 六 宿泊所

(2) 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で次の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 一 当該団体の行う船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。
- 二 イを受けないで無料の船員職業紹介事業を行うこと。

(3) 船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けた場合における船員派遣事業の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算してウ

(4) 何人も、人種、エ、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、部員職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。

(5) 派遣先は、派遣先管理台帳をオ間保存しなければならない。

【語群】

- | | | | |
|--------|--------|------------------|--------------|
| 1. 賭博 | 2. 3年 | 3. 民族 | 4. 海運会社の指揮命令 |
| 5. 5年 | 6. 10年 | 7. 葉の販売 | 8. 国庫から補助金 |
| 9. 本籍 | 10. 両替 | 11. 国籍 | 12. 銀行から融資 |
| 13. 思想 | 14. 2年 | 15. 風俗営業及び風俗関連営業 | |

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が、派遣可能期間のみ雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。

(2) 船舶所有者は、いかなる場合であっても、船員の募集を行わせようとするときは、

国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- (3) 船舶所有者は、船員の募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給与してはならない。
- (4) 船員派遣元事業主は、派遣船員を日本の海運会社が運航する外国船舶以外の外国船舶において就業させるための船員派遣（外国船舶派遣）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(11点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶のを図ることを目的とする。
- (2) 海技試験に関して不正の行為があったときは、国土交通大臣は、当該不正行為に関係ある者について、その海技試験を停止し、又はその合格をとすることができる。
- (3) 三級海技士（機関）第一種養成施設の課程を修了した者が、その翌年、当該養成施設の発行する証明書を添えて三級海技士（機関）試験の申請をしたときは、を免除する。
- (4) 一級小型船舶操縦士試験について学科試験に合格した者が証明書を添えて申請したときは、当該操縦試験の学科試験は行わない。ただし、当該操縦試験の開始期日前に学科試験に合格した日から起算してを経過する場合は、この限りでない。
- (5) 18歳に満たないために、限定をした操縦免許を受けた者は、総トン数トン未満の小型船舶（小型船舶を除く。）でなければ、小型船舶操縦者として乗船することができない。
- (6) の境界からその外側八十海里以遠の水域を航行する小型船舶にあつては、小型船舶操縦者のほか、機関長として、海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させなければならない。

2. 乗船履歴に関する法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。
 - ① 又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定によるの記載事項証明
 - ② を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については又はの証明

(2) (1)②により 又は が乗船履歴を証明する場合には の写し (を受有しない船舶に乗り組んだ履歴を証明する場合にあっては、漁船の登録の謄本又はその居住する市町村の長の次に掲げる事項についての証明書) を添えなければならない。

- ・ 船舶番号
- ・ 船種及び船名
- ・ 総トン数
- ・ 推進機関の種類及び出力並びに無線設備の種類
- ・ 船舶の用途
- ・ 航行する区域
- ・ の氏名又は名称及び船舶の所有時間

(3) (2)の 又は が乗船履歴を証明する場合において自己の所有に属する船舶又は自己が である船舶に乗り組んだ履歴については、更に当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村の長若しくは他の 又は の管理者その他の に代わって当該船舶を管理する者の証明がなければならない。

3. 四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

(乗船履歴表)

船 舶	期 間	資 格	備 考
出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する平水区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	三年以上	五級海技士 (機関)	
	一年以上		
総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上		船員養成機関において、試験科目に直接関係のある教科を25単位以上修得し、課程を修了した者に限る

今ここに、現在35歳の者が以下の(1)～(3)において、四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を回答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（3点）

- (1) 24歳から25歳までの間に、総トン数199トン・出力700キロワットの遠洋区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（機関）の資格についての海技免許を有する一等機関士として6月乗り組んだ履歴及び27歳から29歳までの間に、総トン数199トン・1000キロワットの平水区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（機関）の資格についての海技免許を有する機関長として6月乗り組んだ履歴
- (2) 25歳から28歳までの間に、総トン数199トン・出力1000キロワットの乙区域内において従業する漁船に、甲板部の当直部員として2年乗り組んだ履歴及び32歳から34歳までの間に、総トン数499トン・出力3000キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、機関部の当直部員として1年乗り組んだ履歴
- (3) 16歳から18歳までの間に、船員養成機関において総トン数199トン・出力1500キロワットの遠洋区域を航行区域とする練習船に機関部の実習生として9月乗船した履歴（必要な単位数を取得し修了）及び29歳から34歳までの間に、総トン数499トン・出力1000キロワットの近海区域を航行区域とする船舶に、機関部の当直部員として2年3月乗り組んだ履歴

平成25年海事代理士試験
筆記試験問題

3時限目（13：00～14：50）

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続により、を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及びを選任しなければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (5) 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るそのを変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- (6) 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、以下に掲げる事項を命ずることができる。
- ・ の上限を変更すること。
 - ・ を変更すること。
 - ・ を変更すること。
 - ・ を変更すること。
- (7) 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の前(人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、前)までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

- (8) 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶を、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の 前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9. 港湾運送事業法

1. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 検数事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は重量の計算を行う事業である。
- (2) 港湾運送事業法上の港湾運送事業とは、他人の需要に応じて行う行為であって営利を目的として港湾運送を行う事業をいう。
- (3) 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。
- (4) 国土交通大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送事業者を指定して、国土交通大臣の指定した貨物の取扱又は運送等を命ずることができる。
- (5) 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に70%を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行わなければならない。

2. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の「港湾」の水域は、政令で定めるものを除くほか、「ア」に基づく港の区域をいう。
- (2) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、「イ」の費用をもつてこれを倉庫営業者に寄託することができる。
- (3) 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、「ウ」に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- (4) 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から「エ」以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、「オ」に諮らなければならない。

【語群】

- | | | | | | |
|--------|-------|----------|------------|------|------|
| ①事業計画 | ②港湾法 | ③労働政策審議会 | ④実施計画 | ⑤三十日 | ⑥港則法 |
| ⑦海上運送法 | ⑧荷受人 | ⑨港湾管理者 | ⑩港湾雇用安定等計画 | ⑪六十日 | |
| ⑫運輸審議会 | ⑬資金計画 | ⑭自己 | ⑮内閣総理大臣 | | |

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業のを図り、もつてを増進することを目的とする。
- (2) 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係る物品の輸送に従事するものとして、により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 安全統括管理者は、内航海運業の安全に関する業務の経験の期間が通算してである者又は地方運輸局長等がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であることが必要である。
- (4) 内航海運業者又は第三条第二項の届出※をした者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日からに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (5) 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数又は長さのものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。
- (6) 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項の届出※をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところによりをさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (7) 地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事業のの命令又は登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

※第三条第二項の届出・・・事業開始の届出

1 1. 港則法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を回答欄に記入せよ。 (7点)

- (1) この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内のアを図ることを目的とする。
- (2) この法律において「特定港」とは、イが出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。
- (3) 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々そのウ又は積載物のエに従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。
- (4) 特定港内においてオを船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (5) 総トン数カトン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶に該当するキは入出港の届出を要しない。

2. 港則法に関する次の(1)～(3)のうち、許可を必要とするものにはA、届出を必要とするものにはB、許可も届出も必要としないものにはCを解答欄に記入せよ。 (3点)

- (1) 特定港以外の法適用港の港域内における危険物の運搬
- (2) 特定港の境界付近での工事又は作業
- (3) 特定港内における端艇競争

12. 海上交通安全法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、船舶交通がする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。
- (2) 海上交通安全法では、航路として東京湾に浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を、伊勢湾に航路を、瀬戸内海に明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路及び航路を定めている。
- (3) 巨大船とは、長さ以上の船舶をいう。
- (4) 海上保安庁長官は、巨大船等の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、の変更、の配備その他当該巨大船等の運航に関し必要な事項を指示することができる。
- (5) 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事をしようとする者は、当該行為についての許可を受けなければならない。ただし、通常の、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。
- (6) 積載している危険物が液化ガスである以上の危険物積載船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに、船舶の名称、総トン数等を通報しなければならない。航路入航予定時刻の三時間前までの間においてその通報した事項に関し変更があったときは、当該航路入航予定時刻の三時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に関し変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。
- (7) 有機過酸化物（その数量が二百トン以上であるものに限る。）を積載する以上の船舶は、危険物積載船に該当する。

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 国際航海に従事する船舶のうち総トン数以上の船舶及び最大搭載人員以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）の船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。
- (2) 船舶によりを輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (4) 検査対象船舶は、有効なの交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

【語群】

ア) 1. 三百トン 2. 四百トン 3. 五百トン	(イ) 1. 十一人 2. 十五人 3. 百人	(ウ) 1. 油 2. 有害液体物質 3. 未査定液体物質
(エ) 1. 国土交通大臣 2. 経済産業大臣 3. 環境大臣	(オ) 1. 海洋汚染等防止証書 2. 臨時海洋汚染等防止証書 3. 国際海洋汚染等防止証書	

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律において、「廃棄物」とは、人が不要とした物（油及び有害液体物質等を含む。）をいう。
- (2) 海洋汚染等防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

- (3) 法定の除外事由に該当する場合を除き、原動機製作者等は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。
- (4) 海域において、過失により船舶から油を排出した者には、五百万円以下の罰金刑が科される。
- (5) 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する総トン数三百トン以上の船舶（引かれ船等を除く。）に、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

平成25年海事代理士試験
筆記試験問題

4時限目（15：10～17：00）

14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等
に関する法律

14. 船舶法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) 船舶法第十四条第一項の場合において船舶所有者が抹消の登録を為さないときは、管海官庁は、1ヶ月以内にこれを為すべきことをし、正当な理由なくして尚その手続きを為さないときはを以て抹消の登録を為すことができる。
- (2) 船舶の標示はにして久に耐える方法をもってこれを為さなければならない。
- (3) 総トン数の測度又は改測を申請する者は、測度又は改測を受けるに必要なを為さなければならない。
- (4) の外部に船名、外部の見やすい場所に船名及びを十センチメートル以上の漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は国土交通大臣の指定する記号を以て記すこと。
- (5) 日本船舶の範囲は、日本の法令により設立した会社であつて、その代表者の及び業務を執行する役員の上の2以上がの所有に属する船舶。
- (6) 船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を滅失したとき若しくはこれを返還すべき場合において返還できない場合又は船舶法第五条ノ二第四項の規定により船舶国籍証書がその効力を失ったときは、その無効なることをにする。
- (7) 日本船舶が外国の港に碇泊する間において、船舶国籍証書が滅失若しくは毀損、又はこれに記載した事項に変更が生じたときは、船長はその地においてを請受することができる。

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(8点)

- (1) 管海官庁における総トン数の測度又は改測の結果、船舶の総トン数が二十トン未満であると判明した場合は、総トン数計算書の謄本を交付することはできない。
- (2) 外国において英語を併記した仮船舶国籍証書の交付、再交付又は書換を受ける場合の手数料は、外国貨幣換算率により換算した邦貨額で九千円に相当する額の領事館所在国の通貨を手数料納付書に添えて納付しなければならない。
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、総トン数計算書の閲覧を申請する場合、管海官庁は手数料を徴収しない。
- (4) 日本船舶は、外国の港を出入りするとき、日本の国旗を船舶の前部に掲揚することを要する。
- (5) 推進器を有しない浚渫船の所有者は、登記を為した後、船舶原簿に登録を為すことを要する。
- (6) 船舶所有者又は船舶所有者から委任を受けた者でなければ、手数料を納付して登録事項証明書を請受することができない。
- (7) 仮船舶国籍証書を請受している日本船舶が船籍港に到着したときであっても、仮船舶国籍証書の有効期間満了前であれば、引き続き航行することができる。

- (8) 船舶法第二十一条ノ二の規定に依る臨検を拒み、妨げ又は忌避した者は、二月以上三年以下の懲役に処す。

15. 船舶安全法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ性ヲ保持シ且ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) 船舶検査証書ノ有効期間ハ年トス但シ船ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ年トス
- (3) 船舶検査証書ハ中間検査、検査又ハ特別検査ニ合格セザル船舶ニ付テハ之ニ合格スル迄其ノ効力ヲス
- (4) 船舶安全法第一章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノヲ国ニ納付スベシ
- (5) 船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ其ノ有効期間満了後月迄ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

2. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船舶安全法第五条による検査（定期検査等）は、国土交通大臣が特に定める場合を除き、を管轄する管海官庁が行う。
- (2) 整備認定事業場において、に従い整備されたことを確認した物件についてはその後日以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。
- (3) 船舶安全法第三条の規定により、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする長さ二十四メートル以上の船舶又は総トン数以上の漁船にはを標示する必要がある。
- (4) 船舶安全法第六条による製造検査を受検しなければならない者は、であり、製造検査の対象となる船舶は、メートル以上の船舶である。
- (5) 船舶検査証書又は臨時変更証を失ったことによりを受けた場合は、その失った船舶検査証書又は臨時変更証は、とする。
- (6) 定期検査の結果、船舶検査証書の交付を受けるべき船舶に対し、国土交通省令に定める事由により、従前の船舶検査証書の有効期間を満了するまでの間に当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けられない場合、船舶検査証書の交付までの間の月に限り、従前の船舶検査証書は効力を有する。

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□□□□に入る適切な語句を回答欄に記入せよ。
(2点)

(1) 総トン数は、閉囲場所の合計容積を立方メートルで表した数値から□□□□(開口を有する閉囲場所内の場所であつて、当該開口の位置、形態又は大きさが国土交通省令で定める基準に該当する場所をいう。)の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトンが付して表すものとする。

(2) □□□□は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。

2. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文である。□□□□に入る適切な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(8点)

(1) □□□□は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から□□□□以内に、□□□□を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、□□□□を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は□□□□されたとき。
- 二 船舶が日本の□□□□を喪失したとき。
- 三 船舶の存否が□□□□間不明になつたとき。
- 四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。
- 五 船舶が長さ□□□□以上の船舶でなくなつたとき。

(2) □□□□は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

1. 解撤	2. 引渡	3. 譲渡
4. 売買契約	5. 十二メートル	6. 二十メートル
7. 二十四メートル	8. 国際トン数証書	9. 国際トン数確認書
10. 総トン数証書	11. 総トン数計算書	12. 船舶国籍証書
13. 外国船舶トン数証書	14. 国籍証明書	15. 登録事項証明書
16. 船長	17. 船舶所有者	18. 船舶管理人
19. 海事代理士	20. 用船契約者	21. 運航管理者
22. 登記	23. 所有権	24. 国籍
25. トン数標準税制	26. 国際総トン数	27. 純トン数
28. 一箇月	29. 二箇月	30. 三箇月
31. 一週間	32. 二週間	33. 四週間

17. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業のを期することを目的とする。
- (2) 国土交通大臣は、下の各号に掲げる基準に適合する申請があったときは、施設の新設等又は設備の新設等の許可をしなければならない。
- 一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによって日本経済として適正なをこえることとならないこと。
 - 二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによって、当該造船事業の経営が我が国における造船事業のを阻害するような競争をひき起こす虞がないこと。
 - 三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の基礎が確実であること。

2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を回答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 鋼製の船舶で、総トン数二〇トン未満又は長さ十五メートル未満のものの製造をする事業を開始した者は、造船業開始届出書を提出する必要はない。
- (2) 国土交通大臣は、軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し、運輸審議会の議を経て必要な勧告をすることができる。
- (3) 船舶の修繕ができる造船台について、平均潮高時における陸上耐圧部（せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む）の長さを四〇メートルから五〇メートルに拡張しようとするときは、設備の拡張の許可を要する。
- (4) きよ底平たん部の長さが八十五メートル未満のドックに係る設備の新設等の許可の権限は、地方運輸局長に委任されている。
- (5) 許可を受けた施設を所有し、船舶の製造又は修繕をする事業を行っている者が、その施設を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ施設使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (6) 船舶用機関等施設状況報告書の七号書式Bにおける報告事項は、工作機械、加工機械及び運搬設備である。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に、ア装置（船舶に対するイが発生した場合に、速やかにその旨をウに伝達する機能を有する装置をいう。）その他国土交通省令で定める船舶の保安の確保のために必要な装置を設置しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、船舶エ者を選任しなければならない。また、船舶エ者を選任したときは、遅滞なく、その旨国土交通大臣にオなければならない。これを解任したときも、同様とする。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係るア装置等の設置、カ措置の実施、船舶エ者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶キ簿の備付け並びにクの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。
- (4) 国際航海日本船舶の所有者は、船舶キ簿をその最後の記載をした日からケ年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。
- (5) 国際航海日本船舶の所有者は、コに国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、カ措置の実施を確保するために必要な操練を実施させなければならない。